第124号 平成27年7月発行

一 目 次 一

〈特集〉	
・ 「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について ・・・・・・・・・1	
・ 平成 26 年度建設業取引適正化センターの活動状況 ・・・・・・・・ 6	
〈機構主催の講習会開催状況〉・・・・・・・・・・・・・・18	
〈会員紹介〉	
・ 一般社団法人全国地質調査業協会連合会・・・・・・・・・・19	
・ 株式会社ミライト・・・・・・・・・・・・・・・・21	
〈建設業の裁判事例紹介〉	
· No41 構成員に会社を含む共同企業体と各構成員の債務関係について、連帯債務	
とされた事例・・・・・・・・・23	
· No42 工事現場作業員(被害者)が、マンホールの周囲にカラーコーンの設置や	
警備員の配置をしていなかったことをもって、死亡事故の損害賠償請求が5割過	
失相殺された事例・・・・27	
〈独占禁止法関係〉	
・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の概要・・3	32
・ 平成26年度における独占禁止法違反事件の処理状況について・・・35	
・ 日本トイザらス株式会社に対する審決について・・・・・・・64	
〈建設業行政等〉	
建設業許可業者数調査の結果について(概要)・・・・・・・72	
・ 社会保険等未加入業者への加入等指導状況について・・・・・・・76	
〈機構情報〉	
・ 講習コース・・・・・・・・・・・・・・・・・80	
. 販売図書	

特集1

「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

国土交通省では、平成19年度より、建設工事の施工体制、元請下請間の取引等の適正を図るため、従前の指導監督体制を強化して、各地方整備局等に局長をトップとする「建設業法令遵守推進本部」を設置しています。建設業法の遵守、請負契約の適正な締結・履行等につき、関係行政機関と連携しつつ、一般国民を含む幅広い情報を集約し、機動的に立入検査を実施し、指導、監督処分等を行っています。平成26年度の活動結果及び平成27年度活動方針を、本年4月30日に公表しました。

以下はその公表内容です



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平 成 27年 4月 30日 国土交通省土地,建設産業局建設業課

平成26年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について

平成26年度における「建設業法令遵守推進本部」(平成19年4月1日に各地方整備局等に設置。 以下「推進本部」という。)の活動結果及び通報等の概要並びに平成27年度における活動方針は下記 のとおりです。

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

平成26年度に推進本部に寄せられた法令違反疑義情報は、「駆け込みホットライン」への通報をは じめ、一般の者、公的機関からの建設業法に関する質問・相談等も含め、1,613件(前年度1,697件)。 このうち、法令違反の疑いがある情報件数は 174 件(前年度 214 件)で、下請代金の支払いに関するも のや主任技術者等の不設置等が主な内容となっております。

※「駆け込みホットライン」は、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。

2. 建設業者に対する立入検査等の実施回数

平成26年度に推進本部の「駆け込みホットライン」に寄せられた上記疑義情報や元請下請間の取引 の実態を調査する「下請取引等実態調査」を端緒として実施した、建設業者に対する立入検査等は延べ877 回(前年度917回)でした。

なお、平成24年度から新たに実施した「復旧・復興工事に係る法令遵守の徹底」の一環として被災 3県に新設された営業所等への立入検査等は延べ141回(前年度134回)でした。

3. 監督処分・勧告の実施概要

平成26年度に各地方整備局等が行った監督処分等の状況は、上記通報案件も含め以下のとおりです。 許可取消 1件(前年0件) [欠格要件該当1件]

営業停止 67件(#13件) [独占禁止法違反 56 件、刑法(公契約関係競売等妨害)違反 2 件、経

審虚偽2件、主任技術者等の不設置等2件など]

指 14件(# 7件) [労働安全衛生法違反7件、無許可業者との下請契約5件など] 示 勧 告 223件(#270件)

【勧告内容】「下請契約の締結について134件、下請代金の見積、決定に ついて124件、施工体制台帳等について90件、不当な赤伝処理・遅延利 息不払い74件、追加・変更契約について72件、下請代金の支払いについ

て62件など]

※ 1件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しない。

4. 平成27年度における活動方針

(別紙参照)

平成27年4月

平成27年度建設業法令遵守推進本部活動方針

平成19年度に創設した建設業法令遵守推進本部の活動については、建設業の法令遵守、特に元請下請間の契約手続きの適正化において一定の成果を遂げている。

しかしながら、建設業の現状を鑑みると、依然として、不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生しており、更なる取組の充実が必要になっている。

ついては、以下のとおり、平成27年度建設業法令遵守推進本部活動方針を示すので、 各地方整備局等においては、本方針を踏まえつつ、適切な対応を図られたい。

I 今年度の新たな取組

1. 直轄工事の発注部局と連携した更なる社会保険未加入対策の推進

平成27年4月1日以降に契約を締結する全ての国土交通省直轄工事において、施工体制台帳を通じて、社会保険等に未加入の建設業者が確認された場合は、発注部局から建設業担当部局に通報され、加入指導等を拡大実施していくこととなったので、その実施に当たり、発注部局や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めること。

2. 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

平成27年4月1日から、外国人建設就労者受入事業に係る立入検査を実施する こととなった。

ついては、その実施に当たり、当該事業を所管する建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、立入検査を円滑かつ適切な対応に努めること。

Ⅱ 継続的な取組

1.「駆け込みホットライン」の運用

平成19年度の開設以降、法令違反に関する情報を収集するための重要な制度であるため、より一層の周知を図り、利用促進に努めること。

2.「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の運用

平成25年6月から各地方整備局等において運用されてきた「新労務単価フォローアップダイヤル」が、平成27年3月に発展的に統合され、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」として運用が開始されたところであるが、引き続き、適正な契約が行われていない等の法令違反に関する情報を収集できる制度としての有用性・重要性を認識し、より一層の周知を図り、利用促進に努めること。

3. 立入検査の実施

(1)対象業者の選定

立入検査を実施する場合の建設業者の選定に当たっては、「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等に寄せられる通報内容、下請取引等実態調査の結果及び各地方整備局等において問題と認識される事案に関

して、違反行為を行っている可能性の高い建設業者や繰り返し違反行為を行っていることが認められる建設業者を優先的に選定したうえで、立入検査を実施するものとし、違反行為の確認並びに適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努めること。

(2)「標準見積書」等の活用状況の確認

平成25年9月から「標準見積書」の一斉活用が開始されているところであり、その取組を積極的に促進する必要があることから、契約・支払状況に主眼を置いた検査を実施する場合は、「標準見積書」など法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況を確認し、活用を促すこと。

また、平成27年4月1日付けで改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の内容として、「元請負人は、(中略)下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう明示しなければならない」ことが記載されたことを受け、平成28年度以降の立入検査では、その実施状況について確認することを予定しているので、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知についても併せて努めること。

(3) 安全衛生経費の確保に関する調査の実施

平成26年11月から「安全衛生経費の確保に関する調査」を実施している ところであるが、安全衛生対策経費の確保の必要性を周知する意味で重要な取 組であることから、引き続き適切に実施すること。

4. 建設業法令遵守ガイドラインの周知・徹底

建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化することにより、建設工事現場における労働災害防止に対する元請下請間の意識の向上と共有を図るため、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」を改訂したところであり、その周知徹底に努めること。

5. 東日本大震災の被災地域における取組

平成24年11月から国土交通省、厚生労働省、警察庁、岩手県、宮城県、福島県が連携して実施している東日本大震災の被災地域における建設業法違反等に関する監視の取組(復旧・復興工事の適正な施工の確保に係る立入検査、啓発活動)については、引き続き実施すること。

6. 消費税の円滑かつ適切な転嫁の周知

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられるなか、建設業については、消費税の転嫁は概ね適切に図られているところであるが、零細企業のなかには、取引先との力関係から消費税の転嫁が図られにくい状況も見受けられるところである。

また、平成29年4月には、消費税率が10%に引き上げられる予定であることから、引き続き、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう、指導に努めること。

7. 建設業取引適正化推進月間

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」について幅広く周知しつつ、取組内容の充実に努めること。特に、推進月間期間中は関係機関(都道府県と関係省庁等) との一層の連携強化に努めること。

8. 関係機関との連携

- ① 都道府県及び関係省庁と建設業の法令遵守に関する立入検査、講習会、研修会等を合同に実施するなど、連携の強化に努めること。
- ② 業界団体等との意見交換の機会を設けて積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守に関する合同の講習会、研修会を行うなど、連携の強化に努めること。
- ③ 建設業法が改正され暴力団排除条項が整備されたことに鑑み、警察部局との連携を密にし協力して暴力団排除に努めること。

9. その他

上記項目を実施するため、地方整備局等においては、必要な執行体制を確保すること。

特集2

平成 26 年度建設業取引適正化センターの活動状況

建設業取引適正化センター

1. センター設立の目的・概要及び実施体制

建設業取引適正化センター業務は、建設業における競争の激化に伴い増大している元請・下請間等の建設工事の請負契約に関するトラブル・苦情、相談等で、行政指導等による問題解決が困難な工事代金の未払い等について、相談者へ紛争解決やトラブル防止に向けた助言を行うとともに、建設業法及び関係法令違反と思われる相談案件に対しては所管行政機関の紹介を行う等により、可能な限り円滑な解決が図られるよう紛争解決に向けた支援及び紛争の未然防止に資することを目的とするものです。

建設工事の請負契約をめぐるトラブルについて、発注者や建設業者が当センターに相談を申し込むことにより、弁護士等の相談指導員及び担当専門職員に無料で相談が出来る制度です。

建設業取引適正化センターは相談者の利便性を考慮し、東京(東京都千代田区) 及び大阪(大阪市中央区)に設置し、両センターに所要の職員及び相談指導員を 置くとともに、両センターを統括する建設業取引適正化推進本部を機構内に設置 し、本部長、監理技術者及び技術者を置いています。

センター東京及びセンター大阪の設置場所等は次のとおりです。

- センター東京 東京都千代田区五番町12番地の3 五番町YSビル 3F 電話 03-3239-5095
- センター大阪大阪府大阪市中央区上町A番12号 上町セイワビル 3F電話 06-6767-3939

センター東京及びセンター大阪には、建設業の取引について専門的な知識を有する常勤の職員(相談員)3名を置いています。

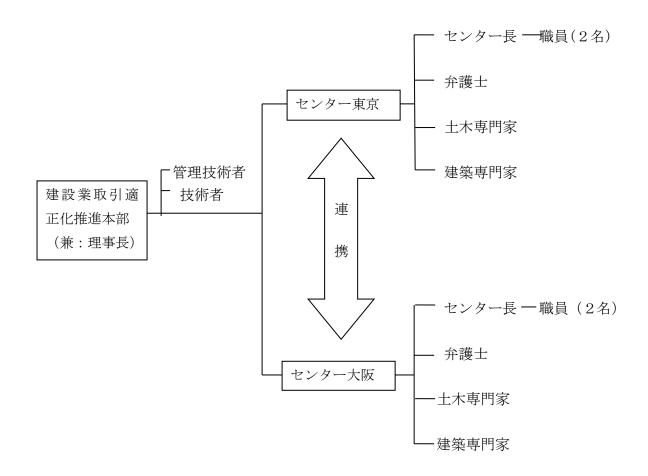
さらに、センター東京及びセンター大阪に、それぞれ紛争相談を担当する弁護士等の有識者(以下「相談指導員」という。)を置いています。

相談指導員には、弁護士、土木技術専門家、建築技術専門家を充てており、いずれも建設業の取引に精通した者から選定されています。

相談指導員については、弁護士は月4回、土木の専門家及び建築の専門家は それぞれ月2回勤務することとしており。具体的には、いずれかの有識者によ る面談の機会を1週間に2日確保しています。

以上に述べた適正化センターの組織は、建設工事の請負契約に関する幅広い 紛争に対応できるよう、次のような組織体制となっています。

【建設業取引適正化センター組織図】



2. 業務の実施について

(1) 相談業務の手続

相談業務は、次のような基本的方針に基づき実施しています。

- ① 相談者から電話による相談申込みがあった場合には、応対した担当職員が必要事項を聴取して相談申込書を作成します。
- ② 相談者が、郵便、FAX又はメールでの相談を希望した場合には、予め相談申込書の様式に従い、氏名、会社名、相談分野、紛争の内容等を記入してもらい、相談に応じています。
- ③ 相談者が面談による相談を希望した場合には、相談の日時、場所を定めて、 相談指導員等がこれに対応しています。

(2) 具体的な相談対応

建設工事の請負契約に関する紛争は、限定された分野における定型的紛争のようにとらえられがちですが、実際に持ち込まれる紛争の内容は、多種多様です。紛争の内容、相談者の性格や心情、求めている解決の方向など、個別性が強く、そのさばきも相談対応者の力量によるところが大きいところです。

このため、センターとしては、概ね次のとおり、個別の相談に対応してきています。

- ① 相談者の主張、説明を十分聴取したうえで、これを整理し、建設業法や同 法のガイドライン等の考え方を説明し助言します。
- ② 相談者が零細な事業者の場合は、弁護士等に依頼することが困難な場合が 多いため、主張したいことが論理的に整理されていないことが多いので、相 談者の話を十分に聴取し、その上で何を主張したいのか、論点の整理を行っ た上で助言を行うように努めています。
- ③ 相談者の主張等を聴取した結果、必要な場合には、建設工事紛争審査会等の適切な紛争処理機関を紹介しています。
- ④ 相談者から求められた場合には、建設業法並びに労働基準法等関係法令を 所管する行政機関等の紹介、あるいは他の紛争相談機関、審査機関、法律相 談センター等の紹介を行っています。

3. 相談業務の概要

(1) 相談件数の推移

平成21年7月29日に建設業取引適正化センター(以下「センター」という。) を開設して以来、センター東京及びセンター大阪で取り扱った相談件数の推移 は、平成27年3月末日現在、【表1】に示すとおりです。

【表1】相談件数の年度別推移

(件)

年度	センター東京	センター大阪	合計	前年度比
21	402	230	632	_
22	1034	476	1510	238. 9%
23	921	595	1516	100. 4%
24	1038	638	1676	110. 6%
25	848	597	1445	86. 2%
26	802	478	1280	88. 6%
合計	5045	3014	8059	_

センター発足後6年ほどを経過して、これまで寄せられた相談件数の総計は8千件強に達しました。発足当初約半年ほど相談件数は伸び悩んだものの、その後順調に相談件数は増加し、平成22年以降から平成24年度までは1500件を上回り、増加傾向を示してきていました。

しかし、平成25年度から減少傾向が見られます。この背景としては、東日本大震災に伴う復興工事の本格化等により建設投資需要が増加に転じたことが大きな要因として考えられるところです。さらに、ここ数年の建設投資の増加による雇用の増大等で建設市場は順調に推移してきています。

このような状況下では、元請・下請側双方とも請負契約上のトラブルはできる限り回避し、旺盛な施工量消化を優先するように行動してきているためではないかと推測できるからです。

この傾向が引き続き見受けられるかは、現時点では必ずしも明確ではありませんが、建設投資の急増の後の伸び悩む時期は、とかくトラブルが多発しやすいといわれているところですので、今後を注視していく必要があると考えているところです。

なお、そのセンター東京とセンター大阪の相談件数割合をみてみると、おお

むね6:4となっていますが、この傾向は、過去5年間ほとんど変わっていません。

また、寄せられた相談を地域別にみますと、首都圏が49%を占め、ついで 近畿圏が23%、中京圏が7%となっており、3大都市圏以外では相談件数は 少ないことが分かります。

(2) 相談アクセスの経路

平成 21 年のセンター発足当初から、当センターに相談があった場合には、 当センターの存在を何で知ったかを聞いていますが、平成 25 年度からは、さ らに詳細にその相談アクセスの経路を聞いているところです。

その結果は、【表2】に示す通りですが、近年の IT 化時代を反映して、機構のホームページ等からのアクセスが 2 割強を占めてトップとなっていることが特徴的で、今後は、こういった各種メディアを媒体とした相談アクセスが増加するものと思われます。

また、駆け込みホットライン、下請かけこみ寺等や都道府県・市町村などの 行政機関からのアクセスも相当数の割合を占めていることもわかりました。さ らに、賃金不払いを受けたとして労働基準監督署に申し出たところ、それは下 請代金の不払いに該当するとして、労働基準監督署から当センターを紹介され た下請業者も多く見受けられました。

このほか、平成22年度からの傾向として、各地の消費者相談センターから紹介を受けたというケースが徐々に増加しています。

「その他」の中で多いのは、以前に当センターの相談を利用したことのある者が再度相談してくるケースや、当センターで相談を受けたことのある知人からの紹介で相談してくるケース、別途に法律相談をしていた弁護士から紹介されたというケースが含まれています。

【表2】平成26年度相談アクセスの経路

(件)

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
1	機構ホームページ等	181	111	292	22. 8%
2	リーフレット	8	3	11	0. 9%
3	業界紙・業界団体	1	0	1	0. 1%
4	駆け込みホットライン等 (国土交通省関係)	136	138	274	21. 4%
5	都道府県 (市町村)	107	62	169	13. 2%
6	下請かけこみ寺等 (中小企業庁関係)	72	72	144	11. 3%
7	建設工事紛争審査会	18	12	30	2. 3%

8	労働基準監督署	122	33	155	12. 1%
9	消費者センター等	22	5	27	2. 1%
10	同業者	7	1	8	0. 6%
11	その他	128	41	169	13. 2%
	合 計	802	478	1280	100. 0%

4. 相談の内容

(1) 類型別にみた紛争件数

建設工事の請負契約をめぐる紛争を、類型別に分類したのが【表3】です。

【表3】 紛争類型別件数

(件)

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
1	工事瑕疵	48	34	82	6. 4%
2	工事遅延	19	10	29	2. 3%
3	工事代金の争い	25	14	39	3. 0%
4	契約解除	36	13	49	3. 8%
5	下請代金の争い	452	294	746	58. 3%
6	その他	222	113	335	26. 2%
	숨 計	802	478	1280	100.0%

過去4年の業務報告書の内容と同様に、下請代金を巡る争いが約6割と圧倒的な割合を示しています。この下請代金の争いにほぼ共通しているのは、下請契約書の取交しはおろか、注文書・請書の取交しすらなされていない下請業者からの相談が圧倒的に多いということです。上位下請業者と下位下請業者との関係は、本来は書面を示した明確な双務契約関係であるべきですが、現状の多くは口頭による約束だけで工事に着手しているのが実情のようです。そして、工事完了後において不払いというトラブルが発生した場合、下請側にとって、その解決には証拠が極めて不十分な立場に置かれている状況にあることが多く、例えば、口頭契約下で下請業者が不払い代金の支払いを求める場合には、下請業者側に、まず下

請契約の成立等の立証責任が課されていることが、大きな障害となっているところです。

また、上位請負業者から注文書が出されているというケースであっても、単に 工事箇所と金額だけが記載されている程度の簡略な注文書に基づいて工事に着 手しているというケースもあります。

2番目に多いのが、工事瑕疵をめぐる紛争です。平成22年度までは、相談件数に占める割合は3.7%であったが平成23年度から徐々に増えてきて平成26年度は6.4%となっています。ここでいう工事瑕疵とは工事完成引き渡し後に発生したいわゆる工事瑕疵ばかりでなく、工事施工後、引き渡した直後の工事代金請求時に、工事の出来栄えが悪かった、発注者からクレームがあったので元請の方で手直しをしておいた等で、請求額を大幅に減額し支払われているか、支払に応じないケースが増えてきました。

3番目に多いのが、契約解除に関する紛争ですが、この紛争は、ほとんどの場合、個人住宅の発注者と請負業者間の紛争です。住宅の建築請負契約を締結したが、その後、請負業者側の実際の営業や施工部門の動きに不信感を持ち、個人発注者が契約解除を申し出るというのがよくあるケースですが、以前は、不信感の原因の多くは、ローン契約に関することがほとんどでしたが、最近ではこのローン契約を巡るトラブルはほとんど見受けられなくなっています。むしろ、前述のように、近年では建設業者が円滑に施工してくれないという相談が多くなっているのが目立ってきていますが、その背景には建設技能工不足などの影響が見受けられるところです。

なお、契約締結前後の契約解除では、発注者側が支払っている着手金の返還を 巡るトラブルという形になってしまいますが、近年では、解除までの実費相当の 支払いはやむを得ないというおおまかな意識は醸成されつつあるように思われ ます。

(2) 元請・下請間の金銭トラブル原因別

表3の紛争類型別の中で最も多い下請代金の争いについて、原因別に見ると【表4】になります。

【表4】元・下間金銭トラブル原因類型別件数

(件)

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
Α	債権額が確定しているが不 払い	125	112	237	30. 2%
В	請負契約の内容が不明確なため不払い	113	17	130	16. 6%
С	工事施工不良(出来栄え)	32	27	59	7. 5%

	を理由として減額・不払い				
D	相手方の失踪等	32	4	36	4. 6%
E	相手方の倒産等	21	18	39	5. 0%
F	赤伝処理等	20	52	72	9. 2%
G	追加工事等に伴う追加額の 不払い	22	35	57	7. 3%
Н	その他	98	56	154	19. 6%
	슴 計	463	321	784	100.0%

① 不払いの理由で最も多いのは、「債権額は確定しているが不払い」というもので、全体の3割強を占めています。債権額が確定しているのに、なぜ不払いが発生しているかといえば、それは、「上位業者から請負代金がもらえないから払えない」という理由をあげるケースが多かったためです。この点を相談者からさらに話を聞いてみると「工事施工不良を理由として減額・不払い」が実質的な理由としては挙げられると思われるケースも相当数存在しており、特に最近はその傾向が顕著となっているように思われます。特に元請側がこのような施工不良を理由とした不払いを当初はなかなか明確にせず、下請から下請代金支払のための法的措置を講じたい旨を告げた段階でそのような主張をしてくることも多く見受けられます。

このため、具体的な下請代金請求訴訟では、元請からの瑕疵工事に伴う修補費用を求める相殺の主張も当然想定されることから、このようなトラブルの解決は、下請にとっては困難となると思われる事例の一つとなっています。さらには、下請の施工に瑕疵があったことを元請が下請に通知することなく、他の専門工事業者に修補させたとして修補費用を下請業者への未払代金から相殺する事例も依然見受けられるなど、下請側からみれば元請との下請代金不払い問題は、より深刻化しているように見受けられます。

- ② 次いで多いのが、「請負契約の内容が不明確なため不払い」については、契約書の取交しがきちんとなされていない現状からすれば、契約内容が不明確になるのは避けがたく、またこのことが紛争を誘発する要因となっています。
- ② 3番目に多いのが、「赤伝処理等」に伴うトラブルの増加です。
- ③ 4番目に多いのが、「工事施工不良(出来栄えの悪さ)」を理由とした減額、不 払いです。これは、工事完成後、目的物を引き渡し、工事代金を請求した段階 で、事前には全くなかった理由を言い出し、支払に応じない等の態度に転じ下 請企業は泣かされている。工事施工不良を理由とした不払い等は年々増加して

きています。

- ⑤ 「工事施工不良(出来栄えの悪さ)」に次いで多いのが「追加工事等に伴う追加額の不払い」です。当初契約時において注文書・請書の取交しすらないことが多いことから、追加工事のみ変更書面が存在するということは通常期待できなく、また、当初契約時には注文書・請書があっても、変更契約は口頭でなされるというケースも依然多く、そのことも紛争多発の誘因となっています。
- ⑥ 元請業者側の失踪、倒産による不払いは、センター設立時から比較的相談事案の中で多くを占めてきていましたが、昨年度は減少に転じたので建設業の経営も安定してきたのかと思う間もなく、再び、今年度は増加し始めています。特に、工事完成後下請代金を請求したところ、電話に出ない、あるいは全く連絡がつかなくなるというような事例が後を絶ちません。
- ⑦ 「その他」の項目が20%近くの高率になっていますが、この中にはAからGまでに区分できないさまざまな紛争の原因がすべて含まれており、この中には、数ヶ月単位で工事を請負ったが最初の支払期限に支払がなかったとか、工事施工を巡るトラブル等で工事を中断したところ、元請業者から支払を拒否されたというような紛争も含まれています。

(3)紛争当事者類型別

紛争の当事者関係を類型別に区分したものが【表5】です。

【表5】 紛争当事者別の内訳

(件)

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
1	個人発注者→請負人	57	63	120	9. 4%
	法人発注者→請負人	2	3	5	0. 4%
/\	請負人→個人発注者	11	12	23	1.8%
=	請負人→法人発注者	14	10	24	1. 9%
木	下請負人→元請負人	593	324	917	71. 6%
^	元請負人→下請負人	47	33	80	6. 3%
۲	その他	78	33	111	8. 7%
	合 計	802	478	1280	100.0%

この表でわかるように、下請負人から元請負に対するものが約 72%と飛びぬけて多いことが分かりますが、ここでも、上位請負業者と下位請負業者との間に

は大きな力の差があることが、契約内容を明確にせず着工させたり、工事が終了 してから本来支払うべき請負代金を支払わなかったり、さらには一方的に減額を 要求するというようなケースが多いことからも窺われるところです。

(4) 紛争当事者請負階層別

下請工事代金の紛争当事者で下請負人の階層別が【表6】です。

【表6】紛争当事者別の内訳

(件)

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
1	1次	225	143	368	47. 2%
2	2次	137	113	250	32. 1%
3	3次	48	37	85	10. 9%
4	4次	30	18	48	6. 2%
5	5次以下	16	12	28	3. 6%
	숌 計	456	323	779	100.0%

この表では下請業者の中でも1次や2次が相当高率になっていますが、これは、 小規模工事における1次や2次などの存在が大きく影響しており、いわゆる大規 模工事の1次や2次が含まれていることは少ないことに、留意する必要がありま す。

また、2次下請業者と3次下請業者のように、2次下請業者が上位の1次下請業者から請負代金を貰えないから払えないというように、不払いの連鎖が見受けられるのも、この下請負人間の紛争の特徴の一つです。

(5) 建設工事の種類別

建設工事の種類別の内訳は【表7】に示す通りです。紛争相談はほとんど全ての種類の工事に亘っていますが、その中でも建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、内装仕上工事、土木一式工事、電気工事、管工事、大工工事の順に相談件数が多かったことが分かります。

【表7】相談事案の建設工事の種類別件数

(件)

					\IT/
		センター東京	センター大阪	合計	構成比
1	土木一式	28	73	101	7. 9%
2	建築一式	124	91	215	16.8%
3	大工	39	30	69	5. 4%
4	左官	7	7	14	1.1%
5	とび・土工・コンクリート	164	49	213	16. 7%
6	石	2	2	4	0. 3%
7	屋根	7	1	8	0. 6
8	電気	51	45	96	7. 5%
9	管	60	30	90	7.0%
10	タイル・れんが・ブロック	14	5	19	1. 5%
11	鋼構造物	3	5	8	0. 6%
12	鉄筋	4	1	5	0. 4%
13	舗装	5	1	6	0. 5%
14	しゅんせつ	0	0	0	0.0%
15	板金	10	3	13	1.0%
16	ガラス	1	0	1	0. 1%
17	塗装	60	24	84	6. 6%
18	防水	24	5	29	2. 3%
19	内装仕上	84	42	126	9. 9%
20	機械器具設置	17	5	22	1. 7%
21	熱絶縁	2	1	3	0. 2%
22	電気通信	13	13	26	2.0%
23	造園	5	1	6	0. 5%
24	さく井	1	0	1	0.1%
25	建具	12	3	15	1. 2%
26	水道施設	5	0	5	0. 4%
27	消防施設	1	0	1	0. 1%
28	清掃施設	1	0	1	0. 1%
99	その他・不明	58	40	98	7. 7%
	合 計	802	477	1279	100. 0%

⁽注)建設工事の種類は、建設業法第2条の別表第1の上段に掲げる28種類を示す。

建築一式工事・土木一式工事は、いわば総合工事であることから、実際の発注件数が多い割には相談件数が比較的少なくなっています。これに対して、専門工事種別の中で1番件数の多かったのは、「とび・土工・コンクリート工事」です。これは、とび工事、土工事、コンクリート工事という、通常はそれぞれが単体で下請発注される工事を、業種としてひとまとめにしたものであることから、件数が多くなっていると思われますが、さらに、この工種には解体工事も含まれており、この工種に関連する相談も比較的多く寄せられているところです。

内装仕上工事も比較的多くなっている業種ですが、これはリフォーム工事発注 の増加や比較的零細な業者によって行われていることと関係しているものと思 われるほか、マンションやビル新築工事において、内装工事は最終工程に当た るため、工事期限を確保するための厳しい工程あるいは、急な増員要請などが あり、その契約変更の打ち合わせもないまま工事が完了してしまい、トラブル として残ってしまうことも多い業種であるといえます。

5. 相談業務の今後の課題

センターの相談対応は「相談時間が長い」ということが大きな特徴といえます。なぜなら建設工事の請負契約をめぐる紛争は、請負代金が比較的大きいにもかかわらず、多くの場合、契約書そのものがなく、口頭契約で工事に着手することからさまざまな紛争が派生的に発生しているからです。当然ながら、口頭契約では契約内容が曖昧にならざるを得ず、双方の主張に食い違いが多々生じ、また、建設工事の多くは、工事施工途中で追加工事が生じることも多く、この追加工事を巡っても双方の意見が対立しますが、ほとんどの場合、下位下請業者が泣かされる結果になっているような形になってしまうことが見受けられます。

また、建設工事の多くは、重層下請構造によって施工されているため、直接の契約関係にない元請から二次、三次の下請業者に対して直接指示がなされることが少なくありません。これは、同一の現場に元請から末端の下請業者まで混在して作業をしているためと思われます。

紛争相談は、これらの事実関係をきちんと把握し、相談者の心情も理解し、懇切丁寧に解決の方向を示すことが重要であるため、一件の相談に対して、平均して 30 分程度、中には 1 時間を超える時間を要する場合もあります。しかも相談内容は、様々な内容を含んでおり、単に民法や建設業法にとどまらず、民事訴訟法、民事保全法、民事執行法、労働基準法、下請法、品確法等の広範囲な法律知識を必要とするところです。

このようなことから、相談体制を充実することは容易ではありませんが、潜在的な相談ニーズがある以上、これらにきちんと対応していくのが、センターとしての重要な役割であると考えているところです。